

**改正**

昭和49年3月30日条例第12号

昭和55年6月12日条例第30号

平成4年3月27日条例第18号

平成11年3月24日条例第3号

平成12年12月22日条例第28号

平成16年3月29日条例第9号

平成20年12月25日条例第44号

芦屋町青少年問題協議会設置条例

(設置)

**第1条** 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号。以下「法」という。）第1条の規定により、芦屋町青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 協議会は、次の事務をつかさどる。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議すること。
- (2) 青少年の指導、育成、保護及びきょう正に関する総合的の適切な実施を期するために必要な関係行政機関の連絡調整をはかること。
- (3) 法第2条第2項の規定による意見具申に関すること。

(組織)

**第3条** 協議会は、会長及び委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命又は委嘱する。

- (1) 町議会議員 1人
- (2) 町教育委員代表 1人
- (3) 所在の青少年関係行政機関の長 1人
- (4) 町民生児童委員代表 1人
- (5) 町小中学校校長 2人
- (6) 保護司代表 1人

(7) 各種団体

ア 小中学校PTA代表 2人

イ 区長会代表 1人

3 会長は、町長とし、委員の互選により副会長を1人置く。

(委員の任期)

**第4条** 前条第2項に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(会長副会長の職務)

**第5条** 会長は、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

3 会長及び副会長に事故あるとき又は会長副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長が指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

**第6条** 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を掌理する。

(専門委員)

**第7条** 協議会に専門委員をおく。

2 専門委員は、第2条に掲げる事項に関する企画、立案及び協議会の決定した事業の推進について必要な事項をつかさどる。

3 専門委員は、協議会の委員、関係機関の職員等から町長が、任命又は委嘱する。

4 専門委員の任期は、1年とする。

(庶務の処理)

**第8条** 協議会の庶務は、教育委員会（生涯学習課）において処理する。

(会長への委任)

**第9条** この条例に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、会長が別に定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和49年3月30日条例第12号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年6月12日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年3月27日条例第18号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月24日条例第3号）

**第1条** この条例は、平成11年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 略

（2） 第2条の改正規定 平成12年4月1日

（3）～（9） 略

附 則（平成12年12月22日条例第28号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成16年3月29日条例第9号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月25日条例第44号）

この条例は、平成21年1月1日から施行する。